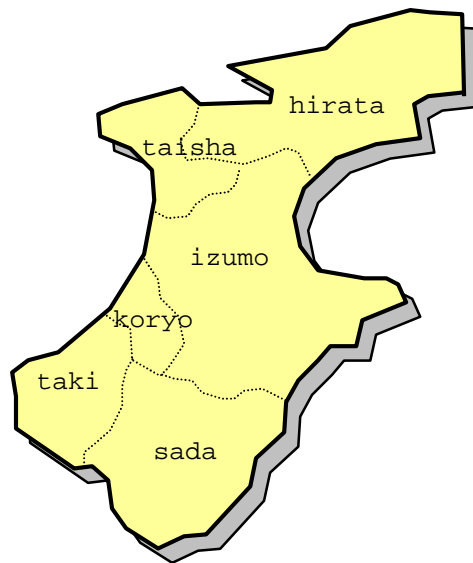


第 7 回 出雲地区合併協議会

会議資料



日 時：平成 16 年 6 月 25 日（金）午後 2 時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出雲市	にしおまさひろ 西尾理弘	みかみたつお 三上辰男	てらだまさひろ 寺田昌弘	にしだいくろう 西田郁郎	ふくだやすとも 福田康伴	ますはらひさこ 増原久子
平田市	ながおかひでと 長岡秀人	つねまつよしゆき 常松吉幸	ひのよしゆき 日野恵行	はらだせいぞう 原田清造	くまがみわこ 熊谷美和子	いいつかとしゆき 飯塚俊之
佐田町	あらかし 荒木 孝	ふかいてつお 深井徹郎	やまもときょうたろう 山本京太郎	いいつか つとむ 飯塚 勉	わたなべよしはる 渡部良治	みしまたきこ 三島多喜子
多伎町	いとう ゆたか 伊藤 裕	なぎらかずとし 柳樂和利	さかね まちる 坂根 守	いしとび ただし 石飛 正	いしとび え み こ 石飛工ミ子	いしとび たけし 石飛 赳
湖陵町	くわはらとしゆき 桑原壽之	たちばなよしなり 立花祺也	おむらひろゆき 小村宏行	なぎらかずお 柳樂和夫	みはらしんじ 三原伸治	いまおかしゆんこ 今岡純子
大社町	たなかかずひこ 田中和彦	さぬきよしたか 佐貫吉孝	こぶくやすまさ 古福康雅	むるやりゅういち 室家隆一	きむらまきえ 木村槇江	いわいしひでかず 岩石秀一
共通委員				ばんだいのぶお 萬代宣雄	[いずも農協代表理事組合長]	
				えだこだか 江田小鷹	[出雲商工会議所会頭]	
				みよしきよふみ 三好清文	[平田商工会議所会頭]	
				いまおかにざえ 今岡仁左恵	[佐田町商工会会長(4町代表)]	

会長、 副会長

出雲地区合併協議会小委員会委員名簿

		総務・企画 小委員会	福祉・教育 小委員会	産業・建設 小委員会
出雲市	議会委員	寺田 昌弘	寺田 昌弘	三上 辰男
	学識委員	西田 郁郎	増原 久子	福田 康伴
平田市	議会委員	常松 吉幸	日野 恵行	日野 恵行
	学識委員	原田 清造	熊谷美和子	飯塚 俊之
佐田町	議会委員	山本京太郎	山本京太郎	深井 徹郎
	学識委員	三島多喜子	飯塚 勉	渡部 良治
多伎町	議会委員	坂根 守	坂根 守	柳樂 和利
	学識委員	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖陵町	議会委員	立花 祺也	小村 宏行	立花 祺也
	学識委員	柳樂 和夫	今岡 純子	三原 伸治
大社町	議会委員	古福 康雅	古福 康雅	佐貫 吉孝
	学識委員	岩石 秀一	木村 槇江	室家 隆一
共通委員		江田 小鷹	萬代 宣雄	三好 清文
		今岡仁左恵		

委員長、 副委員長

顧 問	たじまよしすけ 田嶋義介	[島根県立大学総合政策学部教授]
	よしはらひろつく 吉原弘次	[島根県出雲総務事務所長]

監査委員	かつべいちろう 勝部一郎	[出雲市監査委員]
	たたのこうぞう 多々納幸造	[大社町監査委員]

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

幹事長、 副幹事長

各市町合併担当部課長等名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課 課長補佐
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
	佐貫 守	佐田町合併対策室 課長補佐
多伎町	石飛正登	多伎町理事
	森脇悦朗	多伎町総務課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町等	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	太田 均	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長 兼 計画班長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班（新市建設計画、財政計画関係）担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班員	長廻修一	出雲市	
計画班員	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班員	林 辰昭	出雲市	
調整2班員	原 康正	平田市	
調整3班員	金築教治	平田市	

第 7 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 16 年 6 月 25 日（金）午後 2 時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名について

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 21 号 総務・企画小委員会報告について

報告第 22 号 福祉・教育小委員会報告について

報告第 23 号 産業・建設小委員会報告について

(2) 議案事項

議案第 53 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(協議第 2 号 総務・企画小委員会付託)

議案第 54 号 一部事務組合等の取扱いについて

(協議第 19 号 総務・企画小委員会付託)

議案第 55 号 地方税の取扱い（その 1）について

(協議第 25 号 総務・企画小委員会付託)

議案第 56 号 国民健康保険事業の取扱いについて

(協議第 21 号 福祉・教育小委員会付託)

議案第 57 号 介護保険事業の取扱いについて

(協議第 22 号 福祉・教育小委員会付託)

議案第 58 号 各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて

(協議第 23 号 福祉・教育小委員会付託)

議案第 59 号 各種事務事業（保育関係）の取扱いについて

(協議第 13 号 福祉・教育小委員会付託)

- 議案第 60 号 各種事務事業（農林関係その 2）の取扱いについて
（協議第 24 号 産業・建設小委員会付託）
- 議案第 61 号 各種事務事業（上下水道関係その 1）の取扱いについて
（協議第 14 号 産業・建設小委員会付託）
- 議案第 62 号 各種事務事業（上下水道関係その 2）の取扱いについて
（協議第 15 号 産業・建設小委員会付託）
- 議案第 63 号 各種事務事業（上下水道関係その 3）の取扱いについて
（協議第 16 号 産業・建設小委員会付託）
- 議案第 64 号 各種事務事業（上下水道関係その 4）の取扱いについて
（協議第 17 号 産業・建設小委員会付託）
- 議案第 65 号 平成 15 年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算について

(3) 協議事項

- 協議第 26 号 一般職の職員の身分の取扱い（その 2）について
（総務・企画小委員会付託）
- 協議第 27 号 各種事務事業（環境関係）の取扱いについて
（福祉・教育小委員会付託）
- 協議第 28 号 各種事務事業（水産関係）の取扱いについて
（産業・建設小委員会付託）

5 その他

6 閉会

次回小委員会

総務・企画：平成 16 年 6 月 29 日（火）10:00～12:00 出雲交流会館多目的室

福祉・教育：平成 16 年 6 月 29 日（火）13:00～15:00 出雲交流会館多目的室

産業・建設：平成 16 年 6 月 29 日（火）15:00～17:00 出雲交流会館多目的室

次回協議会

第 8 回 : 平成 16 年 7 月 13 日（火）14:00～17:00 出雲交流会館多目的室

第7回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第7回	出雲市	大社町
氏名		

報告第 21 号

総務・企画小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

総務・企画小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 6 回
総務・企画小委員会を開催したので、報告する。

第6回 総務・企画小委員会開催内容

1. 日時：平成16年6月11日（金）19:00～21:20
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：
 - (1) 協議第2号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
 - * 総務省官房大野総括審議官の講演後の委員の考えを確認し、「選挙区を人口比例配分による案では」という意見や、「周辺部での不安は地域自治組織で払拭すべき」との意見もあったが、意見の一致を見なかったため、共通委員と正副委員長に結論を委ねることとした。
 - * 共通委員と正副委員長の協議の結果、小委員会で大勢の意見であった「選挙区無し34議席とする」ことを協議結果とすることを提案し、全委員で確認した。
 - * 議案提出の際には、今までの委員会での協議経過を取りまとめ、一本化に至った理由を添付し、次の協議会に提案することとした。
 - (2) 協議第18号 一般職の職員の身分の取扱い（その1）について
 - * 給与制度について、事務局に国の動向、島根県や各市町のラスパイレス指数及び給与の歳出に占める割合等の資料の提示を求め、小委員会で新市の給与水準を確認すべきとの意見が出され、次回提案される職員定数関係とともに継続協議することとした。
 - (3) 協議第19号 一部事務組合等の取扱いについて
 - * 事務局から提案内容及び資料の説明を受け、原案のとおりで良い旨を確認した。
 - (4) 協議第20号 消防、救急の取扱いについて
 - * 組織機構について、「消防署については現行のとおり移行する」とあるが、新市における組織について、東部分署の取扱いを明確にして提案することとし、継続協議することとした。
 - (5) 協議第25号 地方税の取扱い（その1）について
 - * 事務局から提案内容及び資料の説明を受け、原案のとおりで良い旨を確認した。

報告第 22 号

福祉・教育小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

福祉・教育小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 3 回福祉・教育小委員会を開催したので、報告する。

第3回 福祉・教育小委員会開催内容

1. 日時：平成16年6月11日（金）17:00～19:00

2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室

3. 議題：

(1) 協議第13号 各種事務事業（保育関係）の取扱いについて

* 私立認可保育所運営費補助金の補助額設定にあたって、実績等について説明を受け検討した結果、制度については、「新たに制度化する」と修正し、補助額については、年度当初の住民異動等を考慮した上で、「各年の5月初日在所児童数に一律24,000円を掛けた額とする」と修正することとした。その他の項目については、原案のとおりで良い旨を確認した。

(2) 協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて

* 国民健康保険事業については、制度の仕組みなどの説明を受け、原案のとおりでよい旨を確認した。

(3) 協議第22号 介護保険事業の取扱いについて

* 介護保険事業については、介護保険の現状について説明を受け、保険制度における介護サービスのあり方などについて意見があり、検討した結果、原案のとおりでよい旨を確認した。

(4) 協議第23号 各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて

* 病院、診療所関係は、在宅当番医制度及び休日診療所事業について、住民周知を徹底するよう検討してほしい旨の意見があり、合併準備において、その方法を整理することとし、他の項目も含め、原案のとおりでよい旨を確認した。

報告第 23 号

産業・建設小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

産業・建設小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 6 回産業・建設小委員会を開催したので、報告する。

第6回 産業・建設小委員会開催内容

1. 日時：平成16年6月11日（金）15:00～16:55
2. 場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館多目的室
3. 議題：

（1）協議第14号～17号

各種事務事業（上下水道関係その1～その4）の取扱いについて

- * 上水道事業、簡易水道事業、事業費補助金及び下水道事業については、原案のとおりで良い旨を確認した。なお、小委員会として、新市の上下水道料金の統一に伴う料金の改定に当たっては、住民生活への影響を考慮し、急激な値上げにならないよう十分な配慮を要望するとの確認をした。

（2）協議第24号 各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて

- * 農林関係事業の受益者分担金については、原案のとおりで良い旨を確認した。なお、小委員会としては、新市は、これまでと異なり広い地域となることから、様々な地域があり、一律に分担金を適用するのではなく、地域事情に配慮した運用を要望するとの確認をした。

議案第 53 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

(協議第 2 号 総務・企画小委員会付託)

合併協定項目 9 . 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

地方自治法第 91 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、新市の議会議員の定数は、34 人とする。また、公職選挙法第 33 条第 3 項の規定に基づき、新市設置の日から 50 日以内に選挙を行うものとする。

「議会議員の定数及び任期の取扱い」についての審議経過

〔小委員会開催状況〕

4月19日〔第2回〕	* 前回協議状況等の把握、協議スケジュールの確認
4月30日〔第3回〕	* 各市町議会の協議状況の把握、特例活用に関する検討
5月19日〔第4回〕	* 各市町議会の協議状況の把握、選挙区設置に関する検討
5月31日〔第5回〕	* 選挙区設置に関する検討
6月11日〔第6回〕	* 選挙区設置に関する検討、調整方針取りまとめ

〔小委員会における審議の経過〕

第2回の小委員会において、2市5町での合併協議時点から地財ショックなどにより財政状況が大きく変化した点、また、地方自治法の改正により、まちづくりへの住民参加や住民意見の反映を視点として地域自治組織の設置が制度化された点などを考慮し、「在任特例の活用は検討から除外すること」そして、新市の議員定数についても「法定定数の34名を基本に今後検討していくこと」が確認された。

第3回においては、前回協議を踏まえた各市町議会における検討状況について報告が行われた。その結果は、出雲市、平田市、湖陵町、大社町の各議会が「法定数34名による設置選挙」、佐田町、多伎町の各議会が「法定数34名による選挙区選挙（各市町に最低2名を確保）」という状況であった。具体的な審議においては、再度、定数特例の活用を求める意見もあったが、前回協議での結果である法定数の34名を基本とすることを再確認し、次回以降は選挙区の設置の可否について論点を絞って検討することとなった。

第4回、第5回においては、合併後の新市の一本化、スムーズなまちづくりを図るためには周辺部の住民の意向を反映するための方策として選挙区を設置し、小規模自治体からも最低数の議員を選出することが不可欠とする佐田町、多伎町の意見と、選挙区の設置が新市の一本化、スムーズなまちづくりの弊害となるとする他の2市2町の意見が対立し、こう着状態となった。

このような状況の中、6月11日に第6回小委員会が開催され、6月10日開催の総務省官房大野総括審議官による全国的な合併協議の状況、地域自治組織に関わる制度改正概要等についての講演内容も参考としながら審議を行ったが、状況は変わらなかったため、委員で協議の結果、小委員会正副委員長と共通委員の計4名に、これまでの審議経過を踏まえ、調整方針の取りまとめを一任することとなった。

その結果、次のとおり「選挙区設置は行わない」旨の調整方針が提案され、小委員会委員全員の了解を得たので、6月25日開催の第7回合併協議会に議案提出することとなった。

〔小委員会審議結果〕

〔調整方針〕

『地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、新市の議会議員の定数は、34人とする。また、公職選挙法第33条第3項の規定に基づき、新市設置の日から50日以内に選挙を行うものとする。』

〔協議結果〕

合併による経費削減効果を発揮できるよう、合併特例法に基づく、「在任特例」及び「定数特例」は活用せず、議員定数は、地方自治法の上限定数である34名とし、選挙区は設置しない。

議案第 54 号

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

一部事務組合等の取扱いについて

(協議第 19 号 総務・企画小委員会付託)

合併協定項目 14 . 一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 出雲市外 6 市町広域事務組合、出雲市外 4 町広域消防組合、出雲市外 3 市町斐伊川水系水利組合及び平田市・斐川町火葬場組合は、合併の前日をもって解散し、2 市 4 町に係る共同処理事務は、新市に引き継ぐ。なお、その財産の取扱いについては、関係市町において協議するものとする。また、その職員の身分の取扱いについては、2 市 4 町の一般職の職員の身分の取扱いに準じ、新市に引き継ぐものとする。
- 2 島根県市町村総合事務組合、島根県市民交通災害共済組合
島根県市町村総合事務組合及び島根県市民交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。
- 3 土地開発公社
 - (1) 2 市 3 町の土地開発公社のうち 1 つの土地開発公社を存続し、それ以外の 4 つの土地開発公社は、合併の期日までに解散する。
 - (2) 解散する 4 つの土地開発公社の所有する財産、債務は、存続する 1 つの土地開発公社に引き継ぐものとする。
 - (3) 存続する 1 つの土地開発公社については、定款を変更し、新市土地開発公社とする。
 - (4) 新市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置については、合併時まで調整する。

議案第 55 号

地方税の取扱い（その 1）について、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

地方税の取扱い（その 1）について

（協議第 25 号 総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 18 . 地方税の取扱い（その 1）については、次のとおりとする。

1 税証明手数料

（ 1 ）市税その他公課に関する証明手数料は、合併時から 1 件について 200 円に統一する。

（ 2 ）租税特別措置法第 72 条（所有権保存登記） 第 73 条（所有権移転登記） 第 74 条（抵当権設定登記）に係る住宅用家屋証明手数料は、合併時から 1 件について 1 , 300 円に統一する。

2 督促手数料

督促手数料は、合併時から督促状 1 通について 100 円に統一する。

3 個人市民税

個人市民税の均等割の税率は、地方税法の規定により現行のとおり標準税率の年額 3 , 000 円とする。所得割の税率は、現行のとおり標準税率に統一する

4 法人市民税

法人市民税の税率は、現行のとおり均等割の税率は、制限税率（標準税率×1.2） 法人税割の税率は、制限税率の 14.7%とする。

5 軽自動車税

軽自動車税の税率は、現行のとおり制限税率（標準税率×1.2）とする。

6 都市計画税

都市計画税の税率は、現在出雲市が都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、0.1%を適用しているが、新市においても引き続き0.1%を適用する。

平田市及び大社町は、都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、都市計画税を適用しておらず、その導入の是非については、佐田町、多伎町及び湖陵町も含め、平成17年度以降、新市の都市計画区域用途地域の都市計画事業計画の作成をみて検討する。

7 入湯税及び入湯税の課税免除

入湯税の税率は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から標準税率「入湯客1人1日について、150円」に統一する。

入湯税の課税免除は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から新たに「入湯料金1,050円（消費税込み）以下の日帰りの利用客及び学校行事等で児童生徒を引率する教職員」を加え、その基準を統一する。

8 納期前納付報奨金制度

納期前納付報奨金制度は、平成17年度から対象税目は各納期に係る固定資産税及び都市計画税のみとし、交付率は0.3%、交付限度額は5万円とする。

9 納税組合制度

納税組合制度は、平成17年度から廃止する。

議案第 56 号

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

国民健康保険事業の取扱いについて

(協議第 21 号 福祉・教育小委員会付託)

合併協定項目 2 1 . 国民健康保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 賦課形態

賦課形態については、保険料とする。

2 国民健康保険料

(1) 賦課方式は、現行のとおり 4 方式とする。

(2) 保険料率については、次の事項を基本に調整する。

医療分については、平成 16 年度は現行のとおりとする。平成 17 年度から均一賦課とするが、低所得者層に配慮し、基金による財政調整を行う。基金による財政調整は応益割に充当し、その期間は新市の料率設定と合併時の基金保有額を考慮して決定する。

介護分については、制度の趣旨、又地域実情に大きな差異がないことから、平成 16 年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から新市保険料率を設定し、均一賦課とする。

(3) 限度額は、現行のとおりとする。

(4) 本算定の時期は、出雲市、平田市及び湖陵町の例により調整する。

(5) 納付回数、納期は、湖陵町の例により調整する。なお仮算定は行わない。

(6) 賦課割合については、現行のとおり、応能と応益の割合を可能な限り 5 0 対 5 0 に近づけるよう平準化する。

(7) 保険料の軽減については、賦課割合に対して軽減割合が決まることから、賦課割合とともに現行のまま新市に引き継ぐ。

- 3 任意給付（出産育児一時金、葬祭費）
出産育児一時金は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
葬祭費は、平田市、佐田町及び大社町の例により合併時に統一する。

- 4 国民健康保険運営協議会
合併時に統一する。
委員構成については、出雲市の例により統一する。
委員定数、選任方法等は合併までに調整する。

議案第 57 号

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

介護保険事業の取扱いについて

(協議第 22 号 福祉・教育小委員会付託)

合併協定項目 2.2 . 介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。

1 介護保険事業計画

現行の各保険者の第 2 期事業計画のうち、介護保険料を除き、そのまま新市に引き継ぐ。

2 介護保険料

平成 17 年度から介護保険料を統一する。

3 介護保険料減免

低所得者減免を実施することとし、出雲市外 6 市町広域事務組合の減免要綱を参考に、介護保険制度の見直し内容を見ながら、合併時まで調整する。

4 介護保険システム

各市町（保険者）とも島根県介護保険事務処理システムを制度スタート時点から使っており、安定稼働している。

現在、出雲市外 6 市町広域事務組合に設置しているサーバ容量は、2 市 4 町対応が可能なものであり、引き続き新市においても現システムで対応する。

新市で使用するシステムの改修については、個々の業務の整理や調整が前提であり、新市の組織体制も考慮しつつ、合併時まで調整する。

5 保険給付外事業

単独で行っている事業内容については、現行の事業内容を基本に、介護保険制度自体の見直し内容を見ながら、合併時までに調整する。

議案第 58 号

各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについて （協議第 23 号 福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（病院、診療所関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 平田市立病院事業

現在の病院が担っている地域医療での役割を踏まえ、合併までに経営の健全化・効率化の推進を引き続き行うとともに、地域リハビリテーションへの支援や女性専門外来の設置、へき地医療の支援等専門スタッフの活用など新市における有効な活用方策の検討を行いつつ、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 診療所事業

いずれも医療過疎対策として存続が必要であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 在宅当番医制度

2市4町共通の事業であり、合併後も、継続して出雲医師会に委託して実施する。

4 休日診療所事業

出雲圏域の休日診療を担っているものであり、引き続き新市の事業として行う。

5 病院、診療所使用料・手数料

平田市立病院については、現行のとおり新市に引継ぎ、診療所については、平田市の例により統一する。

議案第 59 号

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（保育関係）の取扱いについて
（協議第 13 号 福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（保育関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 保育所施設及び運営等
現行のとおり新市に引き継ぐ。
公立保育所のあり方について、新市において検討する。

- 2 保育料
保育料については、合併年度は現行のとおりとし、平成 17 年度から別表に定める保育料徴収金額表のとおりとする。
なお、経済的負担感の大きい多子世帯の保育料については、次のとおり軽減を図ることとする。
同一世帯から 2 人以上が同時に入所している場合
ア 最も年齢の高い児童は全額とするが、次に年齢の高い児童は、1 / 2 免除とする。
イ 上記以外の児童は全額免除とする。
第 3 子以降の児童が入所している場合
第 3 子以降の児童の保育料は次のとおりとする。
ア 保育料徴収金額表の階層区分で第 2 階層から第 7 階層に属する場合には保育料を 2 / 3 免除とする。
イ 保育料徴収金額表の階層区分で第 8 階層から第 14 階層に属する場合には保育料を 1 / 2 免除とする。

3 私立認可保育所運営費助成

(1) 私立認可保育所運営費補助金

保育所運営の円滑化のため、新たに制度化する。補助額は、各年の5月初日在所児童数に一律24,000円を掛けた額とする。

なお、法人に対する助成は行わない。

(2) 私立認可保育所看護師配置費補助金

現行のとおり引き継ぎ、乳幼児の健康管理等の重要性に鑑み、平成17年度から出雲市の例により補助する。

4 法定外保育施設運営費助成

国の最低基準に準ずる認可外保育所への助成については、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から出雲市の例により補助する。

健康診断に対する補助については、国の最低基準を満たさない施設にあっても補助する。

別表

保育料徴収金額表

(単位:円)

階層区分		階層	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯		第1	0	0
前年度市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯(第1階層及び第5~14階層を除く)	市町村民税非課税世帯	第2	8,000	5,500
	市町村民税課税世帯(均等割のみ)	第3	16,000	11,000
	市町村民税課税世帯(所得割あり)	第4	18,000	13,000
第1階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000円未満	第5	21,000	17,000
	15,000円以上30,000円未満	第6	23,000	18,000
	30,000円以上64,000円未満	第7	26,000	20,000
	64,000円以上80,000円未満	第8	28,000	22,000
	80,000円以上120,000円未満	第9	31,000	25,000
	120,000円以上160,000円未満	第10	34,000	28,000
	160,000円以上200,000円未満	第11	39,000	31,000
	200,000円以上300,000円未満	第12	45,000	34,000
	300,000円以上408,000円未満	第13	47,000	36,000
	408,000円以上	第14	49,000	38,000
母子世帯、在宅障害児のいる世帯	第2階層		0	0
	第3階層		15,000	10,000
	第4階層		17,000	12,000

議案第 60 号

各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年6月25日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて

（協議第24号 産業・建設小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 農林関係事業受益者分担金

- （1）新市の分担金は、平成17年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されたものについては現行のとおりとする。また、宍道湖・中海淡水化事業中止に伴う事業については、合併までに決定される分担金を新市に引き継ぐ。
- （2）新市においては、農道（ほ場整備時の支線的農道を除く。）幹線排水路等、幹線用水路等、ため池（貯水量2,000トン以上のもの。）及び頭首工（堰を含む。）の整備並びにため池の廃止については、分担金を徴収しない。
- （3）県営土地改良事業及び県単県営緊急地すべり対策事業に伴う受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額の3分の1とする。なお、県単県営緊急地すべり対策事業については、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。
- （4）市営土地改良事業に伴う受益者分担金は、事業費から国・県の補助金を控除した額の3分の1とする。
- （5）農地・農業用施設災害復旧事業のうち、農地の災害復旧事業に伴う受益者分担金は、中山間地域にあっては、事業費の4%とし、中山間地域以外の地域にあっては、事業費から国・県の補助金を控除した額の2分の1とする。また、農業用施設の災害復旧事業に伴う受益者分担金は、用水路（幹線用水路を除く。）及びため池を対象として、中山間地域にあっては、事業費の2%とし、中山間地域以外の地域にあっては、事業費から国・県の補助金を控除した額の4分の1とする。

- (6) 林地崩壊防止事業に伴う受益者分担金は、事業費から国・県の補助金を控除した額の 2 分の 1 とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。
- (7) 緊急・軽微な修繕については、予算の範囲内で修繕を実施するとともに、原材料支給及び重機借上げ支給を実施する。

議案第 61 号

各種事務事業（上下水道関係その 1）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その 1）の取扱いについて
（協議第 14 号 産業・建設小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（上下水道関係その 1）の取扱いのうち、上水道事業については、次のとおりとする。

1 上水道計画

上水道計画については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。合併に伴う法人格変更等に係る事業認可取得が必要であるため、合併時に、2 市 1 町で実施又は計画している上水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。

斐伊川水道建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、建設等の負担金についても同様に新市に引き継ぐ。

2 会計及び資産

会計については、原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。上水道会計については、合併時に新市事業計画に基づき統合する。また、平田市の簡易水道会計については、合併時に企業会計から切り離すよう調整する。

資産については、合併時に 2 市 1 町の上水道事業資産（固定・流動）は、全て新市に引き継ぐよう調整する。

3 水道料金及びメーター器使用料

水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に料金体系（口径別による料金体系を含む。）を検討し、新統一料金を設定する。

メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。

いずれも合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

4 加入金・分担金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に見直し、新加入金・分担金を設定する。

合併後の新しい水道料金等審議会に諮り、決定する。

5 他会計繰入金等

繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

6 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料

合併時に出雲市・平田市の例により統一する。なお、平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料及び消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。

7 水道未普及地域解消事業

平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

8 配水管布設工事負担金

合併時に出雲市の例により統一する。

議案第 62 号

各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年6月25日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いについて （協議第15号 産業・建設小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その2）の取扱いのうち、簡易水道事業については、次のとおりとする。

1 簡易水道計画

原則として上水道と簡易水道との統合は行わないよう調整する。

また、大田市への分水は、合併後も継続し、島村簡易水道は、合併後も斐川町・宍道町水道企業団からの受水により給水を行うよう調整する。

合併時に、2市4町で実施又は計画している簡易水道事業計画を盛り込んだ新市事業計画を策定する。

2 会計

合併時に、公営企業法非適用で、新市特別会計として統合する。具体的な業務の執行については、合併時に出雲市の例により、新市水道局が受託業務として行うよう調整する。

3 水道料金及びメーター器使用料

水道料金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。

メーター器使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、新しい水道料金に含めるよう調整する。

4 加入金・分担金

加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に上水道と同一金額にするよう調整する。佐田町の分担金、湖陵町の施設分担金、大社町の特別加入金については、合併時は現行のとおり

とし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。なお、湖陵町の施設分担金については、廃止の決定以前に賦課の決定をしたものについては、従前のとおりとする。

5 他会計繰入金等

繰出基準による繰入金並びに繰出基準以外の繰入金等も含め、合併時に新市に引き継ぐ。

6 設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料

設計審査手数料は、合併時に出雲市、平田市及び湖陵町（新設）の例により統一する。平田市の道路占用申請手数料及び給水装置工事設計手数料、佐田町及び多伎町の検査手数料、多伎町の設計手数料及び開栓・閉栓・廃止手数料、湖陵町の給水装置の改造・修繕・撤去の手数料、大社町の給水装置工事完了検査手数料並びに佐田町及び大社町の消防演習の立会料については、合併時に廃止の方向で調整する。

給水装置工事事業者指定手数料は、合併時に出雲市、平田市、佐田町及び多伎町、湖陵町の新規分の例により統一し、多伎町の更新分については、合併時に廃止の方向で調整する。

7 水道未普及地域解消事業

合併時にすでに実施中のものは、現行のとおりとし、合併後実施するものについては、平田市の例により統一する。ただし、合併後に実施する事業の地元負担金については、関係市町の現行制度を参考として、合併までに調整する。

8 配水管布設工事負担金

合併時に出雲市の例により統一する。

議案第 63 号

各種事務事業（上下水道関係その3）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年6月25日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その3）の取扱いについて
（協議第16号 産業・建設小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（上下水道関係その3）の取扱いのうち、事業費補助金等については、次のとおりとする。

- 1 佐田町簡易水道給水装置事業費補助金
合併時は現行のとおりとし、2年を目途に廃止の方向で調整する。
- 2 飲料水安定確保対策事業
県単独の補助事業であり、適用期間は平成17年度までのため、現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。
- 3 水道使用料差額補助
現行のとおり新市に引き継ぐよう調整する。

議案第 64 号

各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いについて

（協議第 17 号 産業・建設小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（上下水道関係その４）の取扱いのうち、下水道事業（公共下水道事業、農（漁）集落排水事業、合併処理浄化槽事業）については、次のとおりとする。

1 整備方針

新市の下水道整備事業は、公共下水道事業、農（漁）業集落排水事業等の集合処理方式及び合併処理浄化槽による個別処理方式により推進することとし、島根県の新・全県域下水道化構想の目標普及率（平成 22 年 65%）を早期に達成するため、合併時から、年 2% 以上の普及率向上を目指し計画的に整備を進めるよう調整する。計画の見直しや事業推進にあたっては、島根県の新・全県域下水道化構想における各自治体の目標普及率を尊重して事業を進めるよう調整する。

2 公共下水道基本計画

合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に計画の見直しを行い、新計画を策定するよう調整する。

3 農（漁）業集落排水事業計画

合併時は現行のとおりとし、建設事業に着手している地区については、速やかな完了に向け、事業の推進を図ることとする。未着手の地区については、合併後 2 年を目途に建設単価等の再調査を行い、著しく建設単価が高騰する地区については、市町村設置型合併処理浄化槽の導入も含めて計画を再検討する。

4 生活排水対策推進計画

合併時は現行のとおりとし、合併後 2 年を目途に計画の見直しを行

い、集合処理地域以外の全地域及び公共下水道事業区域内の事業認可外の区域での整備計画を策定するよう調整する。

5 特別会計繰入金

現行のとおり新市に引き継ぐ。

公共下水道事業について

6 受益者負担金の額と徴収猶予

合併時まで供用を開始した区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

合併後、供用を開始する区域については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り受益者負担金に係る制度を統一するよう調整する。

7 受益者負担金の前納と報奨金制度

平成16年度までに賦課を決定したものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。

8 使用料

合併時は、現行のとおりとし、合併後2年を目途に使用料等審議会に諮り、料金制度の基本理念を確立し、新料金制度を決定するよう調整する。

農(漁)業集落排水事業について

9 受益者分担金の額

建設事業が完了した地区及び合併時に建設事業が継続中の地区については、現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後の新規事業地区については、平田市の例により、分担金の積算方法を統一するよう調整する。

受益者分担金の徴収猶予等については、合併時に出雲市の例により統一するよう調整する。

10 受益者分担金の前納と報奨金制度

平成16年度までに賦課を決定したものについては、現行のとおりとし、平成17年度以降に賦課を行うものについては、出雲市の例により統一するよう調整する。ただし、合併時に事業継続中の地区は現行のとおりとする。

11 使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に、公共下水道使用料の改定にあわせ、公共下水道事業と同一の内容に統一するよう調整する。

12 農業集落排水事業排水設備工事資金助成

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に廃止の方向で調整する。

合併処理浄化槽事業について

13 合併処理浄化槽設置事業費補助金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画の策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

14 合併処理浄化槽維持管理補助金

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、出雲市の例を参考に新たに制度化するよう調整する。

15 市町村設置型合併処理浄化槽分担金の額

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

16 市町村設置型合併処理浄化槽使用料

合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に新市生活排水対策推進計画策定にあわせて内容を検討し、統一するよう調整する。

議案第 65 号

平成 15 年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算について、次のとおり提出する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

平成 15 年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算について

出雲地区合併協議会規約第 17 条及び同協議会財務規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 15 年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算を調製したので、別紙のとおり提出する。

平成15年度

出雲地区合併協議会 歳入歳出決算書

(単位：円)

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	予算現額と収入済額との対比
1. 負担金		1,500,000	1,500,000	1,500,000	0
	1. 負担金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0
2. 諸収入		0	0	0	0
	1. 諸収入	0	0	0	0
歳入	合計	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0

(単位：円)

歳出

款	項	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額との比較
1. 運営費		1,330,000	1,291,353	38,647
	1. 会議費	730,283	691,636	38,647
2. 事業費		599,717	599,717	0
		50,000	0	50,000
3. 予備費	1. 事業推進費	50,000	0	50,000
		120,000	0	120,000
歳出	合計	1,500,000	1,291,353	208,647

歳入決算額 1,500,000 円
 歳出決算額 1,291,353 円
 歳入歳出差引残額 208,647 円
 次年度繰越額 208,647 円

平成15年度

出雲地区合併協議会
歳入歳出決算事項別明細書

歳入

(単位：円)

款	項	目	予算現額				調定額	収入済額	予算現額と収入済額との対比	備考	
			当初予算額	補正予算額	節						
					計	区分					金額
1. 負担金	1. 負担金		1,500,000		1,500,000		1,500,000	1,500,000	0	合併協議会負担金 出雲市 891,000円 平田市 296,000円 佐田町 47,000円 多伎町 43,000円 湖陵町 59,000円 大社町 164,000円	
			1,500,000		1,500,000		1,500,000	1,500,000	0		
			1,500,000		1,500,000		1,500,000	1,500,000	1,500,000		0
						1. 負担金	1,500,000	1,500,000	1,500,000		1,500,000
2. 諸収入	1. 諸収入	1. 諸収入	0		0		0	0	0		
			0		0		0	0	0	0	
			0		0		0	0	0	0	
							1. 雑入	0	0		
歳入合計			1,500,000		1,500,000		1,500,000	1,500,000	0		

歳出

(単位：円)

款	項	目	予算現額					支出済額	予算現額と支出済額との対比	備考	
			当初予算額	補正予算額	予備費充用及び流用額	計	節 区分				金額
1. 運営費			1,330,000		0	1,330,000		1,291,353	38,647		
			970,000		-239,717	730,283		691,636	38,647		
			970,000		-239,717	730,283		691,636	38,647		
							1. 報酬	72,910	72,910	0	合併協議会費 691,636円
2. 事務費			360,000		239,717	599,717		599,717	0		
			360,000		239,717	599,717		599,717	0		
							9. 旅費	4,350	4,350	0	
							11. 需用費	548,463	509,816	38,647	
2. 事業費			50,000		0	50,000		0	50,000		
			50,000		0	50,000		0	50,000		
			50,000		0	50,000		0	50,000		
							14. 使用料及び賃借料	151,276	151,276	0	
3. 予備費			120,000		0	120,000		0	120,000		
			120,000		0	120,000		0	120,000		
			120,000		0	120,000		0	120,000		
			120,000		0	120,000		0	120,000		
歳出合計			1,500,000			1,500,000		1,291,353	208,647		

出雲合併協監 第3号

平成16年 5月25日

出雲地区合併協議会

会長 西尾理弘様

出雲地区合併協議会

監査委員 勝部一郎



監査委員 多々納幸造



平成15年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算審査報告書

出雲地区合併協議会規約第17条第1項の規定により、平成15年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算書、同付属書類、関係諸帳票及び証拠書類を審査した結果、計数的には正確であることを認めた。



協議第 26 号

一般職の職員の身分の取扱い（その 2）について、次のとおり協議する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

一般職の職員の身分の取扱い（その 2）について

（総務・企画小委員会付託）

合併協定項目 1 1 . 一般職の職員の身分の取扱い（その 2）については、次のとおりとする。

- 1 職員定数については、新市において合併効果を早期に発揮できるよう、10 年以内の早期に 255 人を削減する定員計画を合併時に策定し、定員管理の適正化を図るものとする。

参考資料：別紙のとおり

別紙資料 2

類似の部門別職員数の状況

(H15.4.1現在)

普通会計職員1人当り人口

	議会	総務	税務	労働	農水	商工	土木	民生	衛生	教育	警察	消防	普通会計	病院	水道	交通	下水道	その他	合計	人口	職員1人当り
鳥取市	9	175	54		35	18	114	248	56	49			758	372	99		53	33	1,315	150,134	129
米子市	8	154	61	2	41	18	86	163	78	128			739		114		59	34	946	140,162	122
山口市	10	203	59		56	14	85	131	123	172			853		48		37	26	964	137,928	109
都城市	9	203	69		84	20	133	117	94	147			876		54		28	56	1,014	133,892	104
類団平均	9	184	61	2	54	18	105	165	88	124		188	995	372	79		44	37	1,527	140,529	116
2市4町	15	244	68	1	85	28	157	120	93	251	0	188	1,250	172	51	0	55	67	1,595	2市4町	118
差引	6	60	7	1	31	10	52	45	5	127		0	255	200	28	0	11	30	68	削減後	148

鳥取市、米子市、山口市、都城市は、消防職員及び広域事務組合の非現業職員を含めて試算しています。

類団平均の消防については、現在の体制に置き換えて試算しています。

類似団体7団体のうち人口規模の大きい帯広市、つくば市及び職員数の突出している小山市は除外しています。

協議第 27 号

各種事務事業（環境関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（環境関係）の取扱いについて

（福祉・教育小委員会付託）

合併協定項目 24 . 各種事務事業（環境関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 廃棄物収集区域、受入施設

廃棄物の収集区域は、合併時より新市全域とする。

可燃ごみの受入施設は、現行のとおりとする。

不燃ごみの受入施設は、原則として現行のとおりとする。

2 分別方法

分別方法は、次のとおりとする。ペットボトル、廃プラスチック等の取扱いについては、合併時までの方針を決定する。

（1）可燃ごみ

（2）破碎ごみ

（3）埋立ごみ

（4）粗大ごみ

（5）資源ごみ

飲料用空き缶 空きびん 古紙

（6）有害ごみ

筒型乾電池 蛍光管・体温計・鏡

3 収集方法、収集頻度

収集方法は、ステーション（集積場）単位を基本とし、拠点回収を併せて行う方向で調整する。収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は段階的に調整する。

収集頻度、排出制限については、合併時から次のとおりとするが、収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は段階的に調整する。

(1) 可燃ごみ	週2回	1回につき4袋(個)まで
(2) 破碎ごみ	月2回	1回につき4袋(個)まで
(3) 埋立ごみ	月1回	1回につき4袋(個)まで
(4) 粗大ごみ	月1回	1回につき4袋(個)まで
(5) 資源ごみ		
飲料用空き缶	月2回	1回につき4袋(個)まで
空きびん	月1回	1回につき4袋(個)まで
古紙	月1回	制限なし
(6) 有害ごみ		
筒型乾電池	月1回	制限なし
蛍光管・体温計等	月1回	制限なし

4 収集体制

当面現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 指定袋・指定券及び販売方法

指定袋・指定券については、合併時から規格を統一する。

販売方法並びに販売委託料については、出雲市、大社町の例により合併時まで調整する。

6 ごみ手数料

ごみ手数料については、合併時から次のとおりとする。

(1) 収集ごみ家庭系手数料 (袋容量：大40ℓ、小20ℓ)

分別区分		指定袋	収集券
可燃ごみ	大	40円/枚	40円/枚
	小	20円/枚	
破砕ごみ	大	40円/枚	40円/枚
	小	20円/枚	
埋立ごみ	大	40円/枚	40円/枚
	小	20円/枚	
粗大ごみ		指定袋なし	500円/枚 1,000円/枚
資源ごみ	空き缶	大	指定券なし
		小	
	空きびん	大	指定券なし
	小	5円/枚	
	古紙	指定袋なし・無料	指定券なし
有害ごみ	筒型乾電池	指定袋なし・無料	指定券なし
	蛍光灯 体温計 鏡	指定袋なし・無料	指定券なし

(2) 収集ごみ事業系手数料 (袋容量：40ℓ)

分別区分	指定袋	指定券
可燃ごみ	100円/枚	100円/枚
破砕ごみ	100円/枚	100円/枚
埋立ごみ	100円/枚	100円/枚
粗大ごみ	直接搬入	なし
古紙	原則古紙回収業者への持ち込み。 少量の場合は拠点回収。	なし

(3) 直接搬入手数料

直接搬入手数料については、見直しを含めて検討し、合併時まで統一する。

7 ごみ処理業許可手数料

出雲市、平田市の例により合併時に統一する。

- 8 し尿処理手数料（出雲市外 6 市町広域事務組合）
出雲市外 6 市町広域事務組合が定める出雲環境センターの額をもって、新市の手数料とする。
- 9 し尿処理業許可手数料
出雲市外 6 市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから、現行のとおりとする。
- 10 浄化槽清掃業許可手数料
出雲市外 6 市町広域事務組合の金額で既に統一されていることから、現行のとおりとする。
- 11 資源ごみ回収団体等への助成
新市において、ごみの資源化に対する意識啓発、資源ごみ回収の手段として、合併時に新たに制度化する。
- 12 生ごみ処理機等に対する助成
出雲市の例により合併時に統一する。
ただし、補助対象の個数制限については、合併時まで調整する。
- 13 ステーション（収集ボックス・集積場）設置に対する助成
補助条件等を次のとおり合併時に統一する。
- 【補助条件】 設置経費が 1 万円以上。
5 世帯以上が利用すること。
- 【補助金額】 5 世帯～ 19 世帯 = 補助率 1 / 2 で上限 5 万円
20 世帯以上 = 補助率 1 / 2 で上限 15 万円
- 【その他】 5 世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。
修繕経費は 1 万円以上を助成対象とする。

14 環境衛生組合補助金

現行のとおり新市に引き継ぐ。

今後とも、地域の環境問題やごみ問題への取り組みには市民の協力が不可欠であり、行政と市民のパイプ役としての組織が必要である。そうした組織や助成制度のあり方について、現行の出雲市環境衛生組合を含め、新市において検討する。

15 共同墓地の使用料等

現行のとおり新市に引き継ぐ。

16 火葬場施設使用料

出雲市の例により合併時に統一する。

17 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料

現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第 28 号

各種事務事業（水産関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 16 年 6 月 25 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（水産関係）の取扱いについて

（産業・建設小委員会付託）

合併協定項目 24 .各種事務事業(水産関係事業)の取扱いについては、次のとおりとする。

1 栽培漁業地域展開事業

栽培漁業地域展開事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、東西の二つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。

2 市町単独補助事業

市町単独補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2 年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。

3 沿岸漁業融資資金

沿岸漁業融資資金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2 年を目途に、新たに制度化する。

4 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業振興対策事業について、平田市の事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、出雲市及び湖陵町の事業については、合併時に統一する。

5 国県事業上乗せ補助金

国県事業上乗せ補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 2 年を目途に、新たに制度化する。

6 漁獲共済金助成事業

漁獲共済金助成事業については、各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に、新たに制度化する。

7 漁業振興基金

漁業振興基金については、多伎町、湖陵町、大社町は、斐伊川放水路事業に伴う補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難であり、現行のとおり特定目的基金として新市に引き継ぐ。

8 漁業関連施設整備計画

漁業関連施設整備計画については、新市において2年を目途に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。

9 漁業関連施設整備受益者分担金

漁業関連施設整備受益者分担金については、平成16年度は、現行のとおりとし、平成17年度以降に新規事業採択されるものから、多伎町、湖陵町及び大社町の例により、徴収しない。

10 漁業集落環境整備事業受益者分担金

漁業集落排水事業については、上下水道関係の調整方針のとおりとし、その他の施設整備等については、新市において検討する。

11 漁港施設の使用料及び占用料

漁港施設の使用料及び占用料については、島根県漁港管理条例を準用し、合併時に統一する。なお、運用については、新市において検討する。

12 遊漁事業

遊漁事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

13 漁業協同組合

県内の漁協一本化計画が実現できるよう調整に努める。

14 各種団体補助

各種団体への補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助内容等については、合併後2年を目途に調整する。

参考資料：別紙のとおり